

第35回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度2月第35回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議においては、まん延防止等重点措置が適用されたことから、農地利用最適化推進委員の出席を自粛していただいておりますので、農業委員のみの出席です。

本日は議席番号1番「横田智恵美」委員より欠席の連絡をうけております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号4番「田下三枝子」委員、5番「小林堯」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の移動のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。

3条の案件の許可権者は農業委員会（会長）になりますので、この総会で許可決定しますと、所有権等の権利の移動ができることとなります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

農地を取得するには「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「全部効率利用要件」「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。

今回の申請では記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については八和田地区の要件である50a(5000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましても、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番田中委員

議席番号7番の田中が報告いたします。2月18日午前9時に農業委員5名、推進委員3名、計8名で現地調査を行いました。さらに地主2名にも立ち会っていただきました。

現地はきれいに耕耘され、境界杭も確認できました。

渡人の他の農地も現地調査したところ、問題ありませんでした。

第35回定期総会議事録

7番田中委員 受人が持つ797番地1と500番地1の畑には、一部シノが生えていましたが、近日中に刈るとのことでした。なお、他の農地は問題ありません。
担当地区としては特に問題なしと判断いたします。
皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号2番について説明します。
(申請番号2番について説明)
農地を取得するには「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「全部効率利用要件」「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。
今回の申請では記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については八和田地区の要件である50a(5000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。
残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番田中委員 議席番号7番の田中が報告いたします。特に問題ありません。

議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

第35回定期総会議事録

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。

申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請については令和3年6月議案で除外について可決承認した案件になります。除外が決定されましたのでこの度農転の申請となりました。工事資金は自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されております。また、隣接農地所有者は申請者本人のみです。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番根岸委員 議席番号2番の根岸が報告いたします。2月18日午後2時に農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

現地はきれいに草が刈られており、特に問題ありません。

議長 それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

第35回定期総会議事録

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について、工事資金は自己資金で賅われており、預金の残高証明書が添付されています。また、隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番原川
委員

議席番号3番の原川が報告いたします。2月20日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。さらに地主2名にも立ち会っていただきました。

現地は山の下急勾配の畑となっております。

今回修理する墓地に向かうには、まず当該農地の西側の道路を上ることとなりますが、車で進むには躊躇するほど急勾配で、重機が入ると道路を壊してしまう恐れがあります。

さらに、551番地北側の道路を進むと墓地に到着いたしますが、この道路は墓地へ向かうために山を崩して作ったものであり、一部崩れていますので、人が一人通れる程度の幅しかありません。

土地の所有者から、畑に幅4mのスロープを作り、重機を入れて墓を修理すると伺い、この方法でしか修繕できないと思いました。

畑には栗、ネギ、白菜が植えてありました。

担当地区としては特に問題なしと判断いたします。

皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

議長

日程4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

第35回定期総会議事録

事務局

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請については令和3年6月議案で除外について可決承認した案件になります。除外が決定されましたのでこの度農転の申請となりました。土地をそのまま利用することとで造成等はなく、工事資金はありません。また、隣接農地所有者は申請者本人のみです。

本申請について、工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番根岸
委員

議席番号2番の根岸が報告いたします。2月18日午後2時に農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

キャンプ場に向かう橋は車の乗り入れをしていないため、駐車場を確保しています。

2021年1月から12月までの間に542組の利用があり大盛況となっておりますが、キャンプ場が狭いため、同期間に287組を断っているそうです。

また、一部の組合や農家の協力を得て、地元野菜のPR活動をしています。

989番地の奥は特に整備しておらず、シノ藪となり、夏にはマムシが発生します。安全対策のため、きれいにした方が良くと受人に話をしました。

隣地の方の同意もいただいており、担当地区としては特に問題なしと判断いたします。

皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号、第3号は許可権者が埼玉県になりますので、3件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

第35回定期総会議事録

- 議長 日程5、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について、「小川町長から、農用地利用集積計画について承認を求められたのでその承認を求める」とのことです。
小川町では通常の農家さんが行う利用権設定のほかに、平成30年度より農家以外の方が1000㎡までの農地を基盤強化促進法で設定できる制度を設けました。今年はその3年目に当たります。この制度は期限を1年と限定し利用権設定を行えるもので、去年は2件の申し出がありました。今回はその2件の再設定の申し出がありましたのでご審議をよろしく願いいたします。
それでは、申請番号1番について説明します。
(申請番号1番について説明)
最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 6番田端委員 議席番号6番の田端が報告いたします。2月25日に現地調査を行いました。
きちんと整備され、周りにはイノシシ除けの柵が立っていました。
畑にはブロッコリーとイチゴが植えてありました。
担当地区としては特に問題なしと判断いたします。
皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、申請番号2番について説明します。
(申請番号2番について説明)
最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

第35回定期総会議事録

- 議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 3番原川委員 議席番号3番の原川が報告いたします。2月20日に農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。
玉ねぎ、ジャガイモ等が植えられ、きれいな状態でした。
担当地区としては特に問題なしと判断いたします。
皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして日程6、議案第5号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」を上程いたします。
今回は青山地区119筆の地目認定について照会がありました。
この議案について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について「小川町長より、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について照会を求められたので、その回答について意見を求める」とのことです。
地籍調査に伴う農地に係る地目認定について、説明いたします。
小川町では、国土調査法に基づきまして、平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は、青山の一部、全119筆が調査地区となっております。
今回地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっているものについて地目変更をする際に、農地法との関係もございましたので、小川町から当委員会に、変更についての意見を求められております。
- 事務局 照会対象農地については、一覧表のとおりです。合計119件です。うち104件が、農地から他の地目への変更予定、他15件が、他の地目から農地への変更予定となります。
(資料)の表をご覧ください。表の中程に、登記簿地目が記載され、その右隣が地籍調査の結果を踏まえた現況地目が記載されております。
119件中68件が市街化調整区域内、51件が市街化区域であり、また農振農用地の指定はありません。
よろしく願いいたします。

第35回定期総会議事録

- 議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。
関係委員がおりますので先に審議いたします。はじめに、2番と113番から116番
について審議します。関係委員である青木委員の退出を求めます。
- (青木委員、退席)
- 議長 それでは、青木委員関係案件の2番と113番から116番について事務局より説明をお
願いいたします。
- 事務局 (青木委員関係案件の2番と113番から116番について説明)
最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 2番根岸 議席番号2番の根岸が報告いたします。2月18日午前9時に農業委員3名、推進委員
委員 2名、さらに地籍調査職員2名、農業委員会事務局2名にも同行していただき、2班に分
かれて現地調査を行いました。
現況を見て担当者の話を伺いながら判断したところ、担当地区としては特に問題なしと
判断いたします。
皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は
挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。2番と113番から116番につきまし
て、報告のとおり承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、2番と113番から116番については可決、承認されました。あ
りがございました。
青木委員の着席を命じます。
- (青木委員、着席)
- 議長 つづきまして、委員関連案件以外について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (委員関連案件以外について説明)
最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

第35回定期総会議事録

- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 2番根岸委員 議席番号2番の根岸が報告いたします。全119筆のうち53筆を確認しましたが、問題ありませんでした。
- 11番青木委員 議席番号11番の青木が報告いたします。全119筆のうち66筆を確認しましたが、1件ご審議いただきたいので説明いたします。
8番ですが、畑の自宅側に観賞用の木が4本植えてあり、その部分を庭畑（宅地）として地籍調査担当は判断しておりました。
所有者は今後農地として耕作したい強い意思がありました。すでに4本の木は切られており、今後抜根すると言っていました。
農業委員会としては農地を守る観点からも抜根し、耕作していただけるのであれば畑として認定して良いかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。
以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第5号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定」につきまして、8番を除いて報告のとおりでよろしいでしょうか、また8番については抜根のうえ、耕作していただくことを条件に、そこまでを畑とすることを地籍調査担当と調整していくことに賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、日程7、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 はい。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。
(申請番号1番から順に読み上げる)
以上、報告いたします。
- 議長 ありがとうございました。
つづきまして、日程8、報告第2号「農地の改良等に係る届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

第35回定期総会議事録

事務局 はい。報告第2号、農地の改良等に係る届出について「申請人より農地改良に係る届出書が提出されたので、報告する」とのことです。

(事務局報告)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3年度2月第35回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時20分です。